

静岡県本庁舎広告掲示事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県本庁舎に民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲示する事業（以下「広告掲示事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) ポスター等の掲示
- (2) 看板等の設置
- (3) 床マット等の敷設

(広告の掲示場所及び規格)

第3条 掲示する広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、掲示場所を県の広報等の掲示場所と区分する。

2 広告の掲示場所及び規格については、広告媒体の性質、美観等を考慮して、県が定めるものとする。

(広告掲示事業者の募集)

第4条 広告掲示事業者とは、自らの広告を掲示する者（以下「広告主」という。）又は、他の事業者等の広報又は広告を代理することを業として行っていると認められる者（以下「広告代理業者」という。）をいう。

2 県は、広告掲示事業者の募集を、県公報に登載又は県ホームページ等を活用して行うものとする。

3 県は、広告掲示事業の実施にあたり、予想される広告媒体の利用者数、来庁者数等を広告掲示事業者に提供することに努めるものとする。

(広告掲示事業者の選定)

第5条 広告掲示事業者の選定は、広告媒体の種類、広告料の設計価格等に応じて、一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせ、随時受付け等の適正な方法により行うものとする。

2 広告掲示事業者の選定方法等については、別に定めるものとする。

(行政財産の使用許可及び契約)

第6条 選定された広告掲示事業者（以下「選定広告掲示事業者」という。）が広告を掲示するときは、あらかじめ静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）第46条に規定する行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けるとともに、広告の取扱いに関する契約を県と締結しなければならない。

2 前項に定める使用許可の面積は、広告を掲示するために必要と県が認めた面積とする。

(広告料等)

第7条 選定広告掲示事業者は、広告掲示に当たり行政財産使用料（以下「使用料」という。）及び広告料を納付するものとする。

2 県は、使用料及び広告料以外に選定広告掲示事業者が負担すべきものがある場合は、別に明示するものとする。

(広告の掲示期間)

第8条 広告を掲示する期間（以下「掲示期間」という。）は1年以内とし、1か月単位で設定する。

2 掲示期間は、延長することができる。この場合、選定広告事業者は、掲示期間の満了の1か月前までに延長の意思を文書で県に申し出なければならない。なお、延長期間は、前項の期間の範囲内とする。

- 3 掲示期間は、再度延長することができることとし、その取扱いは前項によるものとする。
なお、選定広告掲示事業者が、使用許可を受けた財産に広告を掲示できる期間は、3年間を限度とする。

(県との協議)

第9条 選定広告掲示事業者は、掲示しようとする広告について、あらかじめ県と協議の上、県の承諾を得るものとする。

(広告の作成)

第10条 掲示する広告は、選定広告掲示事業者の責任及び負担において作成するものとする。

(広告内容等の修正等)

第11条 県は、広告の内容等について、法令又は県が定める要領等に違反していると認めるとき、及び明らかな事実誤認等と判断したときは、いつでも、選定広告掲示事業者に対して広告内容等の修正等を求めることができるものとする。

2 前項の規定により県から修正等の指示があった場合には、選定広告掲示事業者は、正当な理由がある場合を除き、修正等に応じなければならない。

3 広告内容の修正等に係る費用は、選定広告掲示事業者の負担とする。

(広告内容等の変更)

第12条 選定広告掲示事業者は、広告の内容を変更することができる。

2 選定広告掲示事業者は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに、県と協議を行い、書面により県の承諾を得るものとする。

(広告掲示の停止)

第13条 県は、選定広告掲示事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲示期間中であっても、選定広告掲示事業者への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲示を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに使用料及び広告料等の納付がないとき。
- (2) 県の承諾を得ずに広告を掲載したとき。
- (3) 第11条に規定する広告内容等の修正等を行わないとき。
- (4) 県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。
- (5) 社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (6) 広告掲示事業者の倒産、破産等により広告を掲示することが困難となったとき。
- (7) 書面により掲示停止の申し出があったとき。
- (8) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告料等の返還)

第14条 納付した使用料及び広告料等は、返還しない。ただし、選定広告掲示事業者の責めに帰すことができない事由により広告の掲示を取り消した場合で、県が認めた場合は、この限りでない。

(広告掲示事業者の責務)

第15条 広告掲示事業者は、掲示された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲示事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

3 広告に関連して損害を被ったとする請求が第三者からなされた場合は、選定広告掲示事業者の責任及び負担において解決するものとする。

(広告の掲示及び撤去)

第16条 選定広告の掲示及び撤去に関する作業は、選定広告掲示事業者自らの負担で行う。た

だし、選定広告掲示事業者自ら選定広告の撤去作業を行わない場合は、県も行うこともできるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲示事業の掲載に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月8日から施行する。